

毎週火、金曜日発行(但休日^{に当り}、^{きは翌日})
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県補助金等交付規則

規 則

鳥取県補助金等交付規則をここに公布する。

昭和三十二年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十二号

鳥取県補助金等交付規則

目次

第一章 総則(第一条・第四条)

第二章 補助金等の交付の申請及び決定等(第五条・

第十二条)

第三章 補助事業等の遂行等(第十三条・第二十条)
第四章 補助金等の支出及び返還等(第二十一条・第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条・第二十七条)

附則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、県が交付する補助金等について、交付の申請、決定及び使用その他補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外^{の者}に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 分担金及び負担金(国に対するもの及びこれに準ずるもの並びに知事が指定したものを除く。)

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金及び委託料

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

3 この規則において「部長」とは、鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第二条に規定する部の長をいう。

(責務)

第三条 補助事業者等は、補助金等の交付に關し不正な申請をしてはならない。

2 補助事業者等は、法令の定及び補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等を行い、当該補助金等を公正かつ効率的に使用しなければならない。

(適用の範囲)

第四条 補助金等の交付に關しては、法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令及び条例又は規則に特別の定のあるものを除くほか、この規則の

定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定等

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(第一号様式。ただし、契約の申込にあつては契約に關する書類)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書又はこれに準ずる書類

三 その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第六条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し必要に応じて実地を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があると認めたと

きは、申請に係る事項に修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第七条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附するものとする。

2 知事は、補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。)に規定する間接補助金等に該当する場合において、同法第七条の規定に基き各省各庁の長が当該間接補助金等に關して条件を附したときは、これと同一の条件を附するものとする。

(交付決定の通知)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、申請人に対し、補助金等の交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)を交付するものとする。

2 前項の交付決定通知書には、交付決定の内容(修正

決定にあつては修正の内容を含む。)及び補助金等の交付の条件を記載しなければならない。

3 補助金等が適正化法に規定する間接補助金等に該当し同法の規定の適用をうけるものである場合においては、第一項の交付決定通知書にその旨を明らかにしなければならぬ。

(台帳の整備等)

第九条 部長は、補助金等の交付台帳を備え付け、その所掌の補助金等の交付の決定があつたときは、そのつど、決定の内容をこれに登記するとともに総務部長に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第十条 補助金等の交付の申請をした者は、交付決定通知書の交付を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受理した日から二十日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当

該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。
3 前条の規定は、第一項の規定に基く申請の取下げがあつたときに準用する。

(申請事項の変更)

第十一条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の通知を受けた場合において、当該補助事業者等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は当該補助事業者等を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、知事に申請してその承認を受けなければならない。ただし、知事の定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第六条、第七条第一項 第八条第一項及び第二項並びに第九条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(補助金等の交付の内示)

第十二条 部長は、国又は県の予算その他の事情により早期に補助金等の交付の決定をすることができない場

合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等の交付の見込額を補助事業者等に内示することができる。ただし、当該補助金等の交付の見込額は、第六条の規定に基く交付の決定において変更されること又は当該年度内に交付されないことがある旨を明らかにしなければならない。

2 第六条から第八条までの規定は、前項本文の内示をする場合について準用する。

第三章 補助事業者等の遂行等 (着手届)

第十三条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定があつた場合又は補助金等の交付の内示があつた場合において補助事業者等に着手したときは、補助事業者等着手届(第二号様式)を遅滞なく知事に提出しなければならない。ただし、補助事業者等が事務費その他法令による経費(公共事業等に要する経費を除く。)及び知事が特に認めた経費の支出である場合にあつては、この限りでない。

い。
(完了届)
第十四条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等完了届(第三号様式)を完了の日から五日以内に知事に提出しなければならない。

(検査)

第十五条 知事は、前条の規定により補助事業等の完了の届出があつたとき又は補助事業等の一部について検定の請求があつたときは、確認のため、その指名した吏員(以下「検査員」という。)をして当該補助事業等に係る帳簿、書類その他の物件の検査を行わせるものとする。

2 知事は、補助事業等の適正な遂行を図らせるため必要があると認めるときは、いつでも、検査員をして当該補助事業等に係る帳簿、書類その他の物件の検査を行わせることができる。

3 検査員は、検査を行つたときは、調書を作成し、検査結果を知事に復命しなければならない。

(検査結果の通知及び是正の措置)
第十六条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による検査の結果を補助事業者等に通知するものとする。

2 知事は、前条の規定による検査の結果補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に適合しないものがあると認めるときは、補助事業者等に対し、当該補助事業等をこれに適合させるため是正の措置をとるべきことを指示することができる。第十二条の内示に基いて補助事業等を行つた場合においてもまた同様とする。

3 第十四条の規定は、前項の規定に基く指示に従つてとるべき措置の完了について準用する。

(補助事業者等の遂行の指示)

第十七条 知事は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるとき、その他補助金等の交付の目的を達成し難いと認めるときは、補助事業者等に対し、必要な指示をすることができる。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第十八条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合もまた同様とする。

(補助金等の額の確定)

第十九条 知事は、前条の規定による補助事業等実績報告書の提出があつた場合においては、当該報告書等の書類を審査し必要に応じて実地につき調査し、報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたる時は、決定に係る補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知

するものとする。ただし、当該補助金等が適正化法に規定する間接補助金等に該当する場合には、同法第十五条の規定に基く確定の通知があるまでは、これをしないものとする。

2 第九条の規定は、前項の規定に基いて補助金等の額の確定をした場合について準用する。

(決定の取消等)

第二十条 知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く知事の処分違反したとき若しくは第十六条第二項及び第十七条の規定に基く知事の指示に従わなるときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の規定に基く補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、天災地変その他補助金等の交付の決定の後に生じた事

情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつたとき、その他やむをえない事情により特別の必要が生じたときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業者のうちすでに遂行した部分については、この限りでない。

4 第八条及び第九条の規定は、第一項及び前項の規定に基いて補助金等の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更した場合について準用する。

第四章 補助金等の支出及び返還等

(補助金等の交付の請求)

第二十一条 補助事業者等は、補助金等の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書(第四号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 交付決定通知書の写

二 補助事業等の検査結果通知書の写
三 補助金等の受入額調査
四 その他知事が必要と認める書類

(前金払及び概算払)

第二十二条 知事は、前金払又は概算払により補助金等を交付しようとする場合においては、あらかじめ、その旨を補助事業者等に通知するものとする。

2 前条の規定は、前金払又は概算払に係る補助金等の交付の請求について準用する。

(補助金等の返還)

第二十三条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に關し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第二十四条 補助事業者等は、第二十条第一項の規定に基く取消により、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日(補助金等が二回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときはこれに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日)から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額)百円につき一日三銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額)百円につき一日三銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

らない。

3 知事は、前二項の場合において、やむをえない事情があるとき認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十五条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第五章 雑 則

(財産の処分制限)

第二十六条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(施行規定)

第二十七条 この規則の施行に関し、補助事業等の種類、補助事業者等の範囲、補助率(負担率等交付基準を含む。)、補助金等の交付の期日、附属書類の名称及び様式その他補助事業者等が県に提出する書類の名称、様式、部数及び経由すべき機関等の名称その他必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行し、昭和三十二年度に係る補助金等から適用する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 市町村伝染病予防費補助規程(昭和二十三年十二月鳥取県規則第八十九号)
- 鳥取県林業施設補助規則(昭和二十四年十一月鳥取県規則第七十七号)
- 自作農創設特別措置特別会計施設費交付規程(昭和二十五年七月鳥取県規則第四十七号)
- 小作料決定調査費補助金交付規程(昭和三十年五月鳥

取県規則第二十四号)

- 水稻健苗育成施設普及促進費補助金交付規則(昭和三十一年三月鳥取県規則第十一号)
- 農業共済団体国庫負担金及び補助金交付規則(昭和三十一年七月鳥取県規則第五十号)
- 小国地開発整備費補助金交付規則(昭和三十一年八月鳥取県規則第五十七号)
- 農業委員会等補助金交付規則(昭和三十一年九月鳥取県規則第六十一号)
- 桑園能率増進施設補助金交付規則(昭和三十一年十月鳥取県規則第六十五号)
- 果樹病虫害共同防除施設補助金交付規則(昭和三十一年十一月鳥取県規則第七十九号)
- 鳥取県病害虫防除機具購入補助金交付規則(昭和三十一年十二月鳥取県規則第八十一号)
- 紫雲英原採種ほ設置費補助金交付規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)
- 災害対策用大豆種子予備貯蔵管理費補助金交付規則(

第2号様式

昭和 年 月 日

住所

氏 名 ㊟
(団体代表者 氏 名 ㊟)

鳥取県知事 氏 名 殿

補助事業等着手届

昭和 年 月 日鳥取県受 第 号をもつて交付決定通知(交付の内示)のあつた下記事業に着手したのでお届けします。

記

- 1. 補助事業等の名称
- 2. 着手年月日
- 3. 完了予定年月日
- 4. 事業実施方法(直営、請負、委託等の別、その他参考事項)

第3号様式

昭和 年 月 日

住所

氏 名 ㊟
(団体代表者 氏 名 ㊟)

鳥取県知事 氏 名 殿

補助事業等完了届

昭和 年 月 日鳥取県受 第 号をもつて交付決定通知(交付の内示)のあつた下記事業(事務)が完了したのでお届けします。

記

- 1. 補助事業等の名称
- 2. 着手年月日
- 3. 完了年月日

昭和三十一年度以前に係る補助金等については、な

3 お従前の例による。

4 結核予防法施行細則(昭和二十八年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十三條 削除

第1号様式

昭和 年 月 日

申請者 住所

氏 名 ㊟
(団体代表者 氏 名 ㊟)

鳥取県知事 氏 名 殿

(何々)補助金(負担金又は何々)交付申請書

昭和 年度において、標記の補助金(負担金又は何々)を下記のとおり受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(何々)補助金(負担金又は何々)

交付申請額

添付書類

- 1. 事業計算書
- 2. 収支予算書
- 3. 何 *

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行日 火、金

第4号様式

補助金等交付請求書

一金

これは、昭和 年 月 日鳥取県受 第 号をもつて
交付決定通知のあつた(何々)補助金(負担金又は何々)

上記のとおり請求します。

昭和 年 月 日

住所

氏 名 ㊟

(団体代表者 氏 名 ㊟)

鳥取県知事 氏 名 殿

印 発

刷 行 鳥
所 取 者 取
鳥 取 県 鳥
鳥 取 鳥 取
市 東 市
取 東 町 町
県 取
印
刷
所 県